

令和8年第2回定例会

酒田市教育委員会会議録

(令和8年3月19日開議)

酒田市教育委員会企画管理課

第2回 酒田市教育委員会定例会 会議録

1 日 時 令和8年3月19日(木) 午後1時30分 開会
午後2時 閉会

2 場 所 酒田市役所7階 703会議室

3 出席者

出席	欠席	教 育 長	赤 坂 宜 紀
出席	欠席	委 員	神 田 直 弥
出席	欠席	委 員	阿 部 浩
出席	欠席	委 員	鶴 田 淑 子
出席	欠席	委 員	工 藤 亜 紀 子

4 説明者

出席	欠席	教 育 次 長	堀 賀 泉
出席	欠席	企 画 管 理 課 長	斎 藤 正 人
出席	欠席	学区改編・義務教育学校 整備主幹	庄 司 英 一
出席	欠席	学 校 教 育 課 長	今 井 綾 子
出席	欠席	指 導 主 幹	佐 藤 好 博
出席	欠席	社 会 教 育 課 長	前 田 聡 子
出席	欠席	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	樋 渡 隆

5 議事日程

- 日程第1 会期決定
- 日程第2 会議録署名委員の指名
- 日程第3 議事
- 日程第4 その他

◎ 開議

(赤坂教育長) ただいまより、令和8年第2回酒田市教育委員会定例会を開会いたします。本日は、工藤委員が欠席であります、定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

◎ 会期

(赤坂教育長) 日程第1 会期の決定を議題といたします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(各委員「異議なし」)

(赤坂教育長) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎ 会議録署名委員の指名

(赤坂教育長) 次に、日程第2 会議録署名委員の指名を議題といたします。本日の署名委員に阿部委員と鶴田委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(赤坂教育長) ご異議なしと認めます。よって、会議録署名委員は阿部委員と鶴田委員に決定いたしました。

◎ 議事	議第10号	酒田市教育委員会事務局等の組織及び運営に関する規則の一部改正について
	議第11号	酒田市教育委員会公印規則の一部改正について
	議第12号	酒田市教育研修センター設置条例施行規則の一部改正について
	議第13号	酒田市立小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部改正について
	議第14号	酒田市スポーツ推進委員の委嘱について

(赤坂教育長) 次に日程第3 議事に入ります。

ここで発議いたします。議第14号は人事案件であることから、酒田市教育委員会会議規則第14条に基づき、非公開としたいと思います。議第14号を非公開とすることに

「賛成」の委員は、挙手をお願いいたします。

(赤坂教育長) 全員の挙手がありましたので、議第14号は非公開といたします。また、ただいま非公開としました議案については、最後に審議を行います。

(赤坂教育長) それでは、議第10号 酒田市教育委員会事務局等の組織及び運営に関する規則の一部改正について を議題といたします。これについて提案願います。

(企画管理課長) 議題10号 酒田市教育委員会事務局等の組織及び運営に関する規則の一部改正についてご説明いたします。

この度の改正理由としましては、市の行政組織の改編に伴う分掌事務等の見直し並びに課の名称が企画管理課から教育総務課に変更されるため、所要の改正を行うものです。

5ページからの新旧対照表をご覧ください。右側が改正前、左側が改正後の規定です。第5条の改正は、企画管理課が令和8年度から教育総務課に名称変更されることに伴うものです。

次に、第6条は表として各課の分掌事務を規定しているものですが、企画管理課については、課の名称の変更に伴い、「企画管理課」を「教育総務課」に、「企画管理係」を「教育総務係」に改めております。

学校教育課については、分掌事務の見直しに伴い、青少年指導センターが社会教育課に所管が替わることから、青少年指導センター関係について削除するものです。

続いて、社会教育課ですが、生涯学習の推進計画については、「策定」や「推進計画」を「推進」とまとめ、文言の整理をいたします。また、第13号及び第14号については、青少年指導センターが学校教育課から所管が替わるための改正です。子ども読書活動推進計画については、文言の整理を行うものです。図書館情報システムについては、「酒田駅前交流拠点施設ミライニの管理運営に関すること。」に含まれる業務の中の1つであるため削除するものです。駅前周辺整備事業は、令和6年度末に駅東駐車場が完成し、その後、財産引継ぎ作業等も終了したため削除するものです。

8ページをご覧ください。

第13条の改正は、企画管理課の名称変更に伴うものです。

続いて、別表第1第2項課長等専決事項の改正は、企画管理課の名称変更に伴うものです。

最後に、別表第2の改正は、第15条に規定する教育委員会が所管する施設について、「企画管理課」は「教育総務課」に名称を改めるとともに、分掌事務の見直しに伴い、「酒田市青少年指導センター」の所管が学校教育課から社会教育課に替わることにより改正するほか、スポーツ推進課所管の「酒田市修道館」を施設の廃止に伴い削除するものです。

施行期日は、令和8年4月1日です。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(赤坂教育長) ただいまの提案に対し、ご質問、ご意見等ございませんか。

(赤坂教育長) ないようですので、お諮りいたします。

議第10号 酒田市教育委員会事務局等の組織及び運営に関する規則の一部改正について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(赤坂教育長) ご異議なしと認めます。よって議第10号は提案のとおり決しました。次に、議第11号 酒田市教育委員会公印規則の一部改正について を議題といたします。これについて提案願います。

(企画管理課長) 議題11号 酒田市教育委員会公印規則の一部改正について ご説明いたします。

この度の改正理由としましては、市の行政組織の改編に伴い、課の名称が企画管理課から教育総務課に変更されるため、所要の改正を行うものです。

3ページからの新旧対照表をご覧ください。

第4条から第6条、第9条及び第10条の改正は、企画管理課が令和8年度から教育総務課に名称変更されることに伴うものです。

次に、別表第1は第1号庁印、第2号職印ともに、課の名称変更に伴い、「企画管理課長」を「教育総務課長」に改めるほか、機構改革により課の名称が変更になる都度課長印を作成していたものを、今後は全庁的に課の名称を付けずに課長印として統一していく方針により、第2号職印の5番に「酒田市教育委員会課長印」を新設し、合わせて備考として、「各課長印については、置かないことができる。」と加えるものです。

また、別表第2第2号職印の5番に「酒田市教育委員会課長印」の印影を新設しております。

最後に、様式第3号及び様式第5号について、「企画管理課長」を「教育総務課長」に改めております。

施行期日は、令和8年4月1日です。以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(赤坂教育長) ただいまの提案に対し、ご質問、ご意見等ございませんか。

(赤坂教育長) ないようですので、お諮りいたします。議第11号 酒田市教育委員会公印規則の一部改正について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(赤坂教育長) ご異議なしと認めます。よって議第11号は提案のとおり決しました。次に、議第12号 酒田市教育研修センター設置条例施行規則の一部改正について を議題といたします。これについて提案願います。

(学校教育課長) 議第12号 酒田市教育研修センター設置条例施行規則の一部改正について ご説明いたします。

提案理由といたしましては、市の行政組織の改編に伴い課の名称が企画管理課から教育総務課に変更されることから、所要の改正を行うものです。

PDF 2 ページ目に新旧対照表がございますので、そちらをご覧ください。

運営協議会について記載した第4条、その中の協議会委員について述べてあるところを、企画管理課長から教育総務課長に変更になります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(赤坂教育長) ただいまの提案に対し、ご質問、ご意見等ございませんか。

(赤坂教育長) ないようですので、お諮りいたします。議第12号 酒田市教育研修センター設置条例施行規則の一部改正について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(赤坂教育長) ご異議なしと認めます。よって議第12号は提案のとおり決しました。次に、議第13号 酒田市立小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部改正について を議題といたします。これについて、提案願います。

(学校教育課指導主幹) 議第13号 酒田市立小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部改正について ご説明いたします。

この規則は、令和5年11月に教育活動の充実を図るために定められたものです。この度、文部科学大臣が定める公立学校の教育職員の業務量の適切な管理、その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針が改正されたことに伴い、題名及び目次番号を変更する必要があるため、改正を行うものであります。この規則の一部を次のように改正します。

PDF の3 ページになります、新旧対照表をご覧ください。

題名を酒田市立小学校及び中学校の教育職員の業務量管理及び健康確保措置に関する規則に改めます。

第1条の文中にあります告示番号を、令和7年文部科学省告示第114号に改めます。

なお、この規則は令和8年4月1日から施行いたします。
以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(赤坂教育長) ただいまの提案に対し、ご質問、ご意見等ございませんか。

(神田委員) 今回、この業務量管理に加えまして健康確保措置が追加され、第1条趣旨のところの変更があるわけですが、具体的な内容については特段追加で記載があるわけではなく、変更はなしということなんでしょうか。

(学校教育課指導主幹) 特に変更はございませんが、後程勉強会で説明させていただきますが、健康措置に関する計画を策定中でございますので、そちらでお示しする形になっております。

(神田委員) 分かりました。もともとその内容は盛り込まれていたということになるわけですね。ありがとうございます。

(赤坂教育長) 他にございませんでしょうか。

(赤坂教育長) ないようですので、お諮りいたします。議第13号 酒田市立小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部改正について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(赤坂教育長) ご異議なしと認めます。よって議第13号は提案のとおり決しました。

◎ その他の報告

(赤坂教育長) それでは、次に日程第4 その他に入ります。報告事項1について担当から説明願います。

(企画管理課長) 報告事項1 酒田市学校施設整備方針(案)についてご報告いたします。先月の勉強会での説明から軽微な修正を除き特段の変更はございませんが、概要版をもとにご説明申し上げます。

はじめに、1 背景・目的等 については、対象期間は令和3年度(2021年度)から令和42年度(2060年度)までの40年間とし、基本的に5年ごとに見直しの上、改訂を行います

対象施設は、飛島小中学校を含んで、小学校22校、中学校8校になります。

次に、2 取り巻く状況と実態 についてですが、本市の学校施設では、築30年を超える建物が全体床面積の54%を占めています。さらに築20年を超える建物を含めると全体床面積の72%に達し、老朽化が進んでいる状況にあります。

資料左下にあるグラフ等が従来の建替え型で施設整備を今後行うと想定した場合のものになります。

建設後30年で大規模改修、60年で建替えとなり、40年間で総額556億円、年平均では13.9億円となります。

続いて、3 目指すべき姿と整備方針 についてですが、学校施設を目指すべき姿としては、子どもたちの学びの場であるだけでなく、地域住民の生涯学習の場、生涯スポーツの場、災害時には身近な避難所としての役割も担っているものと考えます。これらの現状等を踏まえ、

- ① 新しい時代の安全・安心な教育環境の確保
- ② 学習・生活環境の質的向上
- ③ 計画的・効率的な学校施設の整備
- ④ 学校施設の適正化と有効活用（複合化・共用化）

以上4つを目指すべき姿としています。

また、整備方針については、学校施設を目指すべき姿を実現するため、学校施設整備にあたっての目標使用年数を80年とし長寿命化することや、改修時期について、建設後20年、60年の大規模改修では機能回復を行い、建設後40年の長寿命化改修では機能回復と機能向上を行うこととしています。

続いて、4 長寿命化実施方針 については、資料右下のグラフ等が長寿命型で施設整備を行うと想定した場合のものになりますが、40年間で総額519億円、年平均では13.0億円となり、従来の建替え型の年平均13.9億円と比べて約7%、年間約0.9億円の削減効果が見られます。

なお、従来の建替え型、長寿命型どちらのグラフも義務教育学校の整備を進めることになった第四中学校区の小学校6校、中学校1校のコストについては、閉校になったり、整備費が現段階では未確定であることから含んでおりません。

今後についてですが、3月24日に本市公共施設経営検討委員会に報告を行い、新年度になりますが4月以降に市議会総務常任委員協議会に報告する予定です。

私からは以上になります。

(赤坂教育長) ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。

(神田委員) 確認ですが、これはあくまでも学校教育施設だけの話であるということでしょうか。

(企画管理課長) その通りです。

(神田委員) 中長期的に見た場合には、それぞれの学校の物理的なサイズというのは、必ずしも今のサイズを維持する必要がなくなってくると思いますが、この計画を見ていくと、大規模改修や長寿命化改修等ということで、この具体的な内容がイメージできないんですが、今のままを維持するようなことなのか、それともダウンサイジングしていくことも含めた改修をしていくということなのか、どういうことなのでしょう。

(企画管理課長) 長寿命化改修、大規模改修については、今のものを20年、40年、60年と改修していった場合、同じサイズのを改修したものとして計算しています。サイズは同じままに、コスト計算しています。

(神田委員) そのサイズのものが機能として必要なかどうかというのは別として、長寿命化の方がコストとしては安くなるということですね。分かりました。

(赤坂教育長) 他にございませんでしょうか。

(阿部委員) 例えば、旧港南小学校のような学校の現場として使用されていない施設にも適用になるということでしょうか。

(企画管理課長) 旧港南小学校をはじめ、廃校になった学校については含まれておりません。

(阿部委員) 先程の説明で、学校としてだけではなく避難所等々というお話もありましたが、今後港南小学校の使用の仕方が何かあるのであればお聞かせいただきたいなと思います。

(企画管理課長) 港南小学校をはじめ、廃校・閉校となりました学校については、教育財産から普通財産になり、管理が総務課の所管になっております。そういった施設については、基本的には民間等での活用、売却等を前提とした考え方を酒田市では持っているということです。施設に避難所・避難機能を持たせるというのは、今後酒田市で議論していくことになるかと思われま。

(赤坂教育長) 他にございませんでしょうか。

(赤坂教育長) ないようですので、次に報告事項2について担当から説明願います。

(学区改編・義務教育学校整備主幹) 私の方から報告事項2 第四中学校区義務教育学校名の公募結果について説明させていただきます。

義務教育学校の学校名につきましては、公募期間令和8年2月1日から2月28日まで

の28日間、第四中学校区にお住まいの方を対象に公募してまいりました。応募件数につきましては、全体で209件、校名数は137校です。各応募方法の内訳については表のとおりとなっております。今後の予定につきましては、令和8年3月25日に第2回校名検討部会を開催します。そこで3つ程度の校名の候補を選定いたします。その後、令和8年4月に第2回住民委員会全体会を開催し、報告をさせていただきます。その後、同じく4月に教育委員会との意見交換会を開催、5月に教育委員会の臨時会を開催しまして、検討部会で選んだ3つの中から1つの候補を選定して、令和8年5月の教育委員会定例会で校名を決定していきます。その後、総務常任協議会、あとは第3回校名検討部会の方で報告をさせていただきます、6月には学区改編だよりで周知を図っていきたいと思っています。以上、報告いたします。

(赤坂教育長) ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。

— ここから非公開 —

(議第14号は人事案件のため非公開)

— 非公開ここまで —

(赤坂教育長) 本日の案件は以上となりますが、事務局から何かございますか。

(赤坂教育長) 委員の皆さまから何かございますか。

(赤坂教育長) ないようですので、以上を持ちまして本日の日程は全て終了しましたので、閉会いたします。